（文部科学省独立行政法人評価委員会の一部改正）

第三条　文部科学省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課」を「文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課」に、「文部科学省科学技術・学術政策局政策課」に改める。

（独立行政法人理化学研究所法施行令の一部改正）

第四条　独立行政法人理化学研究所法施行令（平成十五年政令第四百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「文部科学省研究振興局基礎基盤研究課」を「文部科学省研究振興局基礎研究振興課」に改める。

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

文部科学大臣　髙木　義明

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第六十八号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十九条の二」に改める。

第三十二条中「総務課　政策医療課」を「総務課」に、「研究開発振興課」を「研究開発振興課　国立病院課」に改める。

第三十三条の二を削る。

第三十四条中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項に規定する衛生検査所に関すること。

第三十四条中第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　病院、診療所及び助産所における業務委託（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十五条の二の規定により行われる業務の委託をいう。）に関すること。

第三十四条中第四号を第五号とし、同条第三号中「（経済課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　保健医療の普及及び向上に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

第三十八条第五号から第七号までを削る。

第三十九条に次の二号を加える。

四　保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関すること。

五　医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第一章第二節第三款第二目中第三十九条の次に次の一条を加える。

（国立病院課の所掌事務）

第三十九条の二　国立病院課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国立ハンセン病療養所の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二　国立ハンセン病療養所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

三　国家公務員共済組合法第三条第二項の規定により厚生労働省に設けられた共済組合に関すること。

四　国立ハンセン病療養所において行うべき国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の国の医療政策として国立ハンセン病療養所が担うべき医療の提供に関すること。

五　国立ハンセン病療養所が行う研究並びに保健医療に関する技術者の養成及び研修に関すること。

六　国立ハンセン病療養所の医療に関する業務の指導及び監督に関すること。

七　国立ハンセン病療養所に係る経費の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

八　国立ハンセン病療養所に係る行政財産及び物品の管理に関すること。

九　国立ハンセン病療養所の職員並びに独立行政法人国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターの職員に貸与する宿舎に関すること。

十　独立行政法人国立病院機構の組織及び運営一般に関すること。

十一　国立高度専門医療研究センターの組織及び運営一般に関すること。

附則第三条第二項中「医政局政策医療課は、第三十三条の二各号」を「医政局国立病院課は、第三十九条の二各号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（介護保険法施行令の一部改正）

第二条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第三十二号中「第六条第十二号、第三十四条第三号から第五号まで、第三十八条第五号及び第五十三条第五号」を「第四条第五号並びに第三十四条第四号から第六号まで及び第八号」に改める。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第六十九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。